第15章 検証及び照査

(検 証)

- 第143条 受託者は、委託に係る業務がすべて完了したときは、各成果品について十分な検証(受託者が委託に係る業務の成果品のかしを防止するため、当該成果品を委託者に提出する前に、委託者の指示に従った成果品が完成しているかどうかを点検及び修補することをいう。以下同じ。)を行うものとする。この場合において、成果品の検証を行った者は、第17条に定める成果品のうち転写地図及び転写連続図並びに用地実測図原図及び用地実測図写図については、各葉ごとに、その他については、表紙の右下に検証を行った者の資格及び氏名を記載するものとする。
- 2 前項の検証業務は、管理技術者が行うものとする。

(照 査)

第144条 受託者は、前条に基づく検証の他、委託者が別に定める場合を除き、原則として照査技 術者による点検等(以下、「照査」という。)を行うものとする。この場合において、照査の結 果を書面により調査職員に提出するものとする。